

国立研究開発法人森林研究・整備機構林木遺伝子銀行 110 番取扱要領

平成 21 年 1 月 5 日 20 森林林育第 243 号

最終改正：平成 31 年 4 月 19 日 31 森林機構第 011601 号

(目的)

第 1 条 この要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構林木遺伝資源管理規程（平成 21 年 1 月 5 日付け 20 森林林育第 241 号。以下「管理規程」という。）第 18 条に規定する林木遺伝子銀行 110 番（以下「110 番」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 110 番とは、林野庁において実施する森林・林業に関するジーンバンク事業について（平成 12 年 9 月 7 日付け 12 林野普第 222 号）に規定される林木ジーンバンク事業の一環として行うもので、貴重な林木遺伝資源で滅失する危険性の高いものについて、所有者あるいは国や地方公共団体等（以下「所有者等」という。）から、後継クローン苗木増殖の申請があり、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター及び各育種場（以下「センター等」という。）に保存する価値があるものと判断した場合に、林木遺伝資源を増殖し林木ジーンバンク事業において保存するとともに、里帰りさせ本来の生息地での保存を行うことをいう。

(対象)

第 3 条 110 番において対象とする林木遺伝資源は、管理規程第 4 条に該当するもののうち、天然記念物、名木、森の巨人たち 100 選等であって、国又は地方公共団体等の公的機関からの申請によるもの並びに国又は地方公共団体等の公的機関によって当該林木遺伝資源の重要性等が位置付けられたもので、センター等に保存する価値を有すると判断されるものとする。

(申請の手続き)

第 4 条 所有者等が 110 番の申請を行う場合には林木遺伝子銀行 110 番増殖サービス利用申請書（別記様式 1。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 申請書の提出先は、関東育種基本区にあつては国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター所長とし、他の育種基本区にあつては当該育種基本区を担当する各育種場長とする（以下「センター所長等」という。）。

3 所有者等が 110 番の申請を行うに当たっては、増殖に用いるための穂木の採取等の行為の実施に法令等で定められた制限がある場合は、原則として所有者等が法令等に係る手続きを行うものとする。

4 所有者等が 110 番の申請を行うに当たっては、増殖に用いるための穂木の採取及び送付は、特別の事情がある場合を除き、原則として所有者等が行うものとする。

5 所有者等が 110 番の申請を行うに当たっては、増殖の後に第 7 条に規定する林木遺伝資源譲渡通知書を添えて里帰りをした後継クローン苗木を除いた後継クローン苗木は、林木ジーンバンク事業において試験研究に用いることとし、その苗木に係る所有権が森林研究・整備機構に帰属することについて、申請者及び所有者が同意するものでなければならない。このため、申請者と

所有者が異なる場合においては、申請書と合わせて林木遺伝子銀行 110 番による後継苗木の増殖・保存・利用に関する所有者の承諾書（別記様式 2）を提出するものとする。

（申請書の受理）

第 5 条 申請書を受理した場合には、センター所長等は、林木遺伝子銀行 110 番利用申請受理通知書（別記様式 3）により申請者に通知するものとする。

ただし、申請書の受理前に増殖が困難と見込まれるときは、受理をしないことができるものとし、申請者に対して結果を通知するものとする。

（110 番の実施が困難となった場合の通知）

第 6 条 センター所長等は、増殖が可能として受理した後、枯損等により増殖が困難となった場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（譲渡通知）

第 7 条 センター所長等は、110 番の申請があった林木遺伝資源について、里帰りが可能となった場合には、林木遺伝資源譲渡通知書（別記様式 4）を添えて、里帰りさせるものとする。

（110 番の利用に係る経費）

第 8 条 増殖及び里帰りなど 110 番の利用に係る経費は、原則として無償とする。

附則

この要領は、平成 21 年 1 月 5 日から適用する。

附則（平成 25 年 3 月 11 日 24 森林林育第 342 号）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 27 年 3 月 26 日 26 森林林育第 352 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 29 年 3 月 30 日 28 森林林育第 387 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 31 年 4 月 19 日 31 森林機構第 011601 号）

この要領は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

林木遺伝子銀行 1 1 0 番増殖サービス利用申請書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所林木育種センター 所長 殿

森林総合研究所林木育種センター ○○育種場長 殿

住 所
申請者氏名

印

下記のとおり増殖サービス利用を申請します。

なお、増殖されたクローン苗木の残余については、森林研究・整備機構が実施する林木ジーンバンク事業用として活用することとし、その苗木に係る所有権が、森林研究・整備機構に帰属することに同意します。

記

1 増殖対象樹木

樹 種
名 称
樹 齢（推定）
樹 高
太さ（胸の高さの直径）
所在地
所有者名

2 天然記念物等名称、指定権者名等

- （1）名称
- （2）指定権者名
- （3）増殖木の所有者又は権原を有する者との関係
- （4）許可（見込み）年月日

3 小枝の送付時期

記入上のお願い

- ・申請者氏名は、団体の場合は団体名及び代表者の氏名を記入してください。
- ・樹木に名称がある場合は、その名称を記入してください。樹齢、樹高、太さはおおよそで結構です。
- ・樹木の所在地は番地まで記入してください。
- ・申請者と所有者が異なる場合、申請書の提出と合わせて、別記様式 2「林木遺伝子銀行 1 1 0 番による後継苗木の増殖・保存・利用に関する所有者の承諾書」を提出してください。

別記様式 2

林木遺伝子銀行 1 1 0 番による後継苗木の
増殖・保存・利用に関する所有者の承諾書

年 月 日

申請者氏名 殿

住 所
所有者氏名 印

貴殿が申請する下記の樹木の林木遺伝子銀行 1 1 0 番サービスによる増殖について、増殖されたクローン苗木の残余については、森林研究・整備機構が実施する林木ジーンバンク事業用として活用することとし、その苗木に係る所有権が、森林研究・整備機構に帰属することに同意します。

記

林木遺伝子銀行 1 1 0 番による増殖対象樹木

- 1 樹種
- 2 名称
- 3 所在地

番 年 月 号 日

利用申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
〔森林総合研究所林木育種センター 所長
森林総合研究所林木育種センター ○○育種場長

林木遺伝子銀行 1 1 0 番利用申請受理通知書

令和 年 月 日付けの林木遺伝子銀行 1 1 0 番の利用申請について受理します。
なお、増殖が困難な場合もありますのでご了承ください。

番 年 月 号 日

利用申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター 所長
森林総合研究所林木育種センター ○○育種場長

林木遺伝資源譲渡通知書

令和 年 月 日付けの林木遺伝子銀行 1 1 0 番利用の申請がありました林木遺伝資源について、下記のとおり譲渡します。

記

- 1 名称
- 2 配布形態
- 3 数量